

市制施行60周年記念 ロゴマーク・キャッチフレーズ

利用マニュアル



令和6年4月

国分寺市 政策部 市政戦略室

1 ロゴマーク



【コンセプト】

七重の塔、湧き水、野菜、新幹線、ツインタワーなど国分寺の名所、名物をてんこ盛りにしました。60の中に国分寺市の形と、国分寺市ならではのものが、あぶみ瓦を囲んですべて繋がっているイメージです。カラーはカワセミをイメージするような水色よりのエメラルドグリーンを使用しました。古いもの、新しいもの、自然すべて国分寺市を形作る大切なものとしてきたからこそ60周年、を表しています。

2 キャッチフレーズ

この街が好き、ずーっと一緒。 （祝国分寺市制60周年）

【コンセプト】

もはや理屈を乗り越えて感覚的に居心地のいい街である。深く知れば知るほど成る程と頷けるのが国分寺市である。治安も良く、緑豊かな自然に囲まれ、商業施設等も充実し、加えて子育てにも恵まれ、住みよい街との評価も高い。また交通の利便性もよく、J R 中央線をはじめ武蔵野線や西武線が縦横に走っていて、国分寺市が多摩地域における交通の要となっているのが頷ける。このように国分寺市は東京都のほぼ中央に位置していて、“東京の重心”とか、“東京のオアシス”と云われていて、子育てから暮らしやすさなどの多くの点からも、如何に「住みよい街」、「暮らしよい街」であるかが伺える。

3 ロゴパターン

- ロゴマークとキャッチフレーズは原則組み合わせて利用してください。
(ロゴとキャッチフレーズの両方を入れるスペースがないなどやむを得ない場合は、片方のみの使用を可とします。)
- キャッチフレーズの位置やフォント等に規定はありません。文字列を円形に記載することも可能です。
- ロゴマークの形(文字を含む)の変更はできません。
- ロゴマークの色はオリジナルカラーの配色を推奨しますが、背景色や表示する媒体等に合わせて色を変更することも可能です。
- ロゴマークの縦横比を変更することはできません。
- 60周年記念ロゴマークと他のロゴマーク等を組み合わせることは可能ですが、60周年ロゴマークに他のロゴマーク等を重ねて利用することはできません。

この街が好き、ずーっと一緒。(祝国分寺市制60周年)



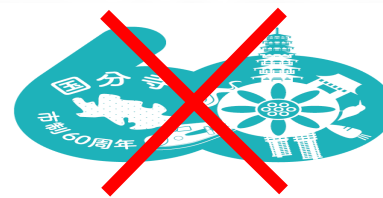
(オリジナルカラー)



(モノクロカラー)

この街が好き、ずーっと一緒。
(祝国分寺市制60周年)

この街が好き、ずーっと一緒。(祝国分寺市制60周年)



※ロゴマークの縦横比の変更
はできません。

この街が好き、ずーっと一緒。(祝国分寺市制60周年)



(グレースケール)



©ホッチプロジェクト



©ホッチプロジェクト

この街が好き、ずーっと一緒。
(祝国分寺市制60周年)

※ロゴマークに他のロゴマーク等を重ねて
利用することはできません。

※ロゴマークとキャッチフレーズは原則組み合わせる利用してください。

4 利用できる方、利用用途等

【利用できる方】

➤ 個人・団体を問わずどなたでも利用することが可能です。

【利用条件】

➤ 営利・非営利を問わず無料で利用することができます。ただし、次の場合は利用できません。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠等として独占的に利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) ロゴ等のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条（定義）第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等若しくはこれらの者と密接な関係を有する者が利用するとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により利用の届出をしたとき。
- (8) 遵守事項に違反したとき。
- (9) ロゴ等の利用について市長が適当でないと認めるとき。

【想定される用途】

➤ パンフレット、チラシ、のぼり旗、バナーフラッグ、商品、ノベルティグッズ、名刺、刊行物など

5 利用にあたっての届出

- 別添の「国分寺市制施行60周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの利用に関する要領」に規定する、「国分寺市制施行60周年記念ロゴマーク等利用届出書（別記様式）」を提出してください。

- ただし、以下に該当する場合は、届出書の提出は不要です。
 - ・ 新聞、テレビその他報道機関が報道又は広報の目的により利用するとき。
 - ・ 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる範囲内において、営利を目的とせず利用するとき。
 - ・ 「国分寺市制施行60周年記念冠事業取扱要綱」に基づき、冠事業としてロゴマークの利用承認を受けているとき。
- ✓ 冠事業とは、「国分寺市制施行60周年記念冠事業取扱要綱」の規定により、冠（祝 国分寺市制施行60周年記念など）・ロゴマーク及びキャッチフレーズの利用について、届出又は承認された事業のことです。

- 届出書・ロゴマークのデータは、市ホームページよりダウンロードが可能です。
- 届出書は、国分寺市市政戦略室宛てにメール・郵送等で提出してください。

6 利用期間・利用料・デザイン監修

- ロゴマーク及びキャッチフレーズの利用は、原則令和7年（2025年）3月31日までとします。ただし、令和7年（2025年）3月31日までに制作済みのグッズ等などで、在庫処分のため4月1日以降も引き続き利用する必要がある場合は、例外として利用が可能です。
- ロゴマーク等を用いた印刷物や物品等の制作に当たり、事前に市にサンプル等をご提出いただくなどデザイン監修は行いません。
- ロゴマーク等の利用料は、無料です。



7 届出先・問い合わせ先

➤届出書・ロゴマークデータはこちらからダウンロードをお願いします。

<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/machi/1031246/1032139.html>



➤届出書の提出先・問合せ先

国分寺市 市政戦略室 まちの魅力企画担当

住所：〒185-8501

東京都国分寺市戸倉1-6-1

電話：042-325-0111（内線441）

Email：shisei60@city.kokubunji.tokyo.jp

